



報道関係者 各位

平成 23 年 11 月 25 日

【照会先】

岐阜労働局職業安定部職業対策課

課長 奥洞 悦雄

地方障害者雇用担当官 大家 実

(電話) 058-245-1314

## 平成 23 年 障害者雇用状況の集計結果

岐阜労働局では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、平成 23 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、厚生労働者が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <民間企業>（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 3,956.5 人と過去最高を更新
- ・実雇用率は 1.65%
- ・法定雇用率達成企業の割合は 52.2%

#### <公的機関>（同 2.1%、岐阜県教育委員会は 2.0%）

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数 98.0 人、実雇用率 2.11%
- ・岐阜県警察本部：雇用障害者数 13.0 人、実雇用率 3.19%
- ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数 219.0 人、実雇用率 1.92%
- ・市町村の機関：雇用障害者数 485.5 人、実雇用率 2.06%

#### <地方独立行政法人>（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 17.0 人、実雇用率 1.07%

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（資料1～4参照））があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は、3,956.5人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、3,858.0人となり、前年より5.3%（195.5人）増加となる）。

・雇用者のうち、身体障害者は2863.0人、知的障害者は974.5人、精神障害者は119.0人であった。

・実雇用率は、1.65%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.78%程度となるものと推計される（注））。  
また、法定雇用率達成企業の割合は52.2%であった。

〔総括表1、グラフ①②、詳細表①〕

（注）民間企業における改正前の雇用率に係る推計値の算出方法

- ・ H23障害者数－（短時間重度以外身体＋短時間重度以外知的）×0.5  
＝制度改正前障害者数①
- ・ H23の短時間以外の常用労働者総数×H22平均除外率  
＝制度改正前常用労働者総数
- ・ ①÷②＝制度改正前雇用率

#### ○ 企業規模別の状況

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で555.0人、100～300人未満で1,302.5人、300～500人未満で380.5人、500～1,000人未満で578.5人、1,000人以上で1,140.0人であった。

・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.65%と比較すると、  
→300～500人未満規模企業（1.74%）、同500～1,000人未満（1.74%）、同1,000人以上（1.70%）については上回った。  
→100～300人未満規模企業（1.64%）、同56～100人未満（1.44%）については下回った。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が51.4%、100～300人未満が53.4%、300～500人未満が54.7%、500～1,000人未満が53.1%、1,000人以上が37.0%であった。

〔詳細表②〕

## ○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が57.5人、「製造業」が1,581.0人、「情報通信業」が31.0人、「運輸業・郵便業」が440.0人、「卸売・小売業」が556.5人、「金融業・保険業」が212.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が33.0人、「宿泊・飲食サービス業」が43.0人、「生活関連サービス業」が172.5人、「教育・学習支援業」が30.5人、「医療・福祉」が508.5人、「サービス業」が151.0人、「その他」（「農業・林業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業・物品賃貸業」「複合サービス事業」）が140.0人であった。

- ・産業別の実雇用率では、「運輸業・郵便業」（2.03%）、「医療・福祉」（1.97%）、「宿泊業・飲食サービス業」（1.83%）の3業種は法定雇用率を上回っている。
- ・加えて、「製造業」（1.79%）は、民間企業全体の実雇用率 1.65%を上回っている。

〔詳細表③〕

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業は562社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、68.9%（387社）と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、64.6%（363社）となっている。

〔詳細表④〕

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 岐阜県知事部局（法定雇用率2.1%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は98.0人、実雇用率は2.11%であった。

〔総括表 2 (1)〕

### (2) 岐阜県警察本部（法定雇用率2.1%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は13.0人、実雇用率は3.19%であった。

〔総括表 2 (2)〕

### (3) 岐阜県教育委員会（法定雇用率2.0%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は219.0人、実雇用率は1.92%であり、未達成に転じた。

〔総括表2 (3)〕

(4) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は485.5人、実雇用率は2.06%であった  
47機関中42機関が達成。

〔総括表2 (4)、詳細表⑤⑥〕

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は17.0人、実雇用率は1.07%であった。

地方独立行政法人は3法人全てが未達成。

〔総括表3、詳細表⑦〕

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	240,086.0 人	3,956.5 人	1.65 %	614 / 1,176	52.2 %
	( 211,605.0 人 )	( 3,662.5 人 )	( 1.73 % )	( 587 / 1,082 )	( 54.3 % )
全国(23年)	22,260,915.5 人	366,199.0 人	1.65 %	34,102 / 75,313	45.3 %

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県知事部局	4,636.0 人	98.0 人	2.11 %	0 人
	( 4,451.0 人 )	( 95.0 人 )	( 2.13 % )	( 0 人 )
全国(23年)	260,148.5 人	6,321.0 人	2.43 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県警察本部	407.0 人	13.0 人	3.19 %	0 人
	( 425.0 人 )	( 13.0 人 )	( 3.06 % )	( 0 人 )
全国(23年)	66,513.5 人	1,484.0 人	2.23 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県教育委員会	11,396.0 人	219.0 人	1.92 %	8 人
	( 11,366.0 人 )	( 227.0 人 )	( 2.00 % )	( 0 人 )
全国(23年)	585,104.0 人	10,266.5 人	1.75 %	

## (3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	23,535.5 人	485.5 人	2.06 %	42 / 47	89.4 %
	( 19,605.0 人 )	( 435.5 人 )	( 2.22 % )	( 45 / 48 )	( 93.8 % )
全国(23年)	1,049,375.5 人	23,363.0 人	2.23 %	1,970 / 2,353	83.7 %

## 3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

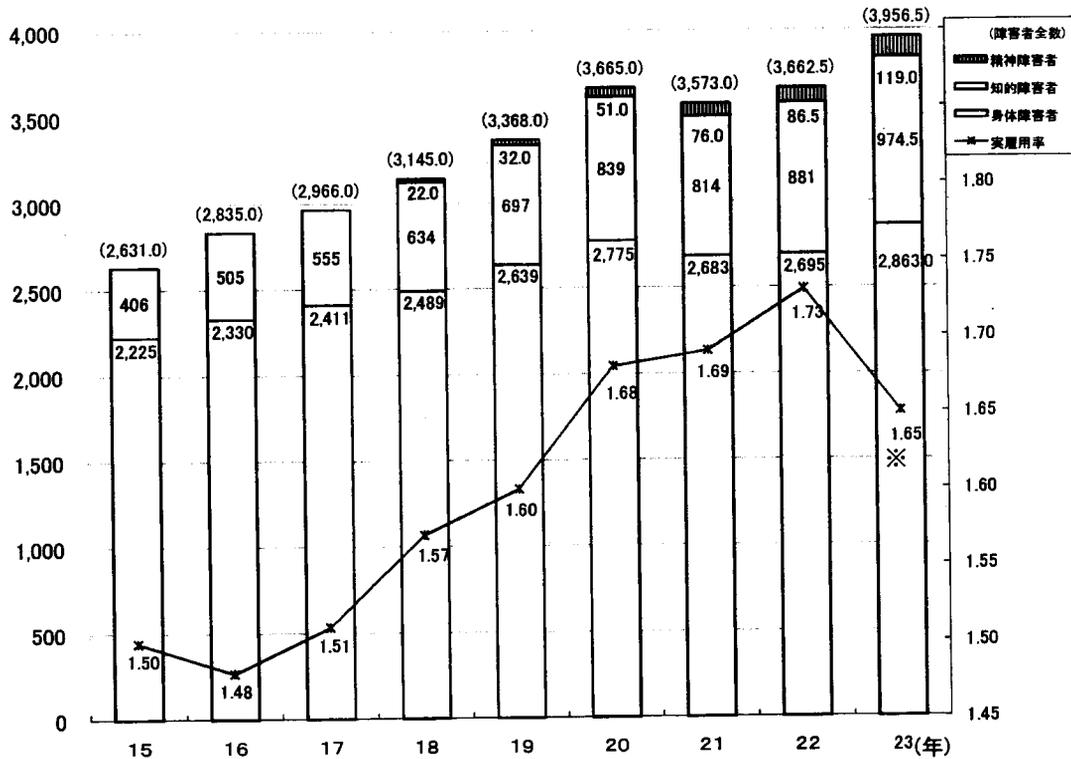
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	1,594.5 人	17.0 人	1.07 %	0 / 3	0.0 %
	( 1,190.0 人 )	( 8.0 人 )	( 0.67 % )	( 0 / 3 )	( 0.0 % )
全国(23年)	40,770.0 人	674.5 人	1.65 %	57 / 100	57.0 %

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

# 民間企業における雇用障害者数と実雇用率の推移 【岐阜労働局】 【グラフ①】

<雇用障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>

1.8%

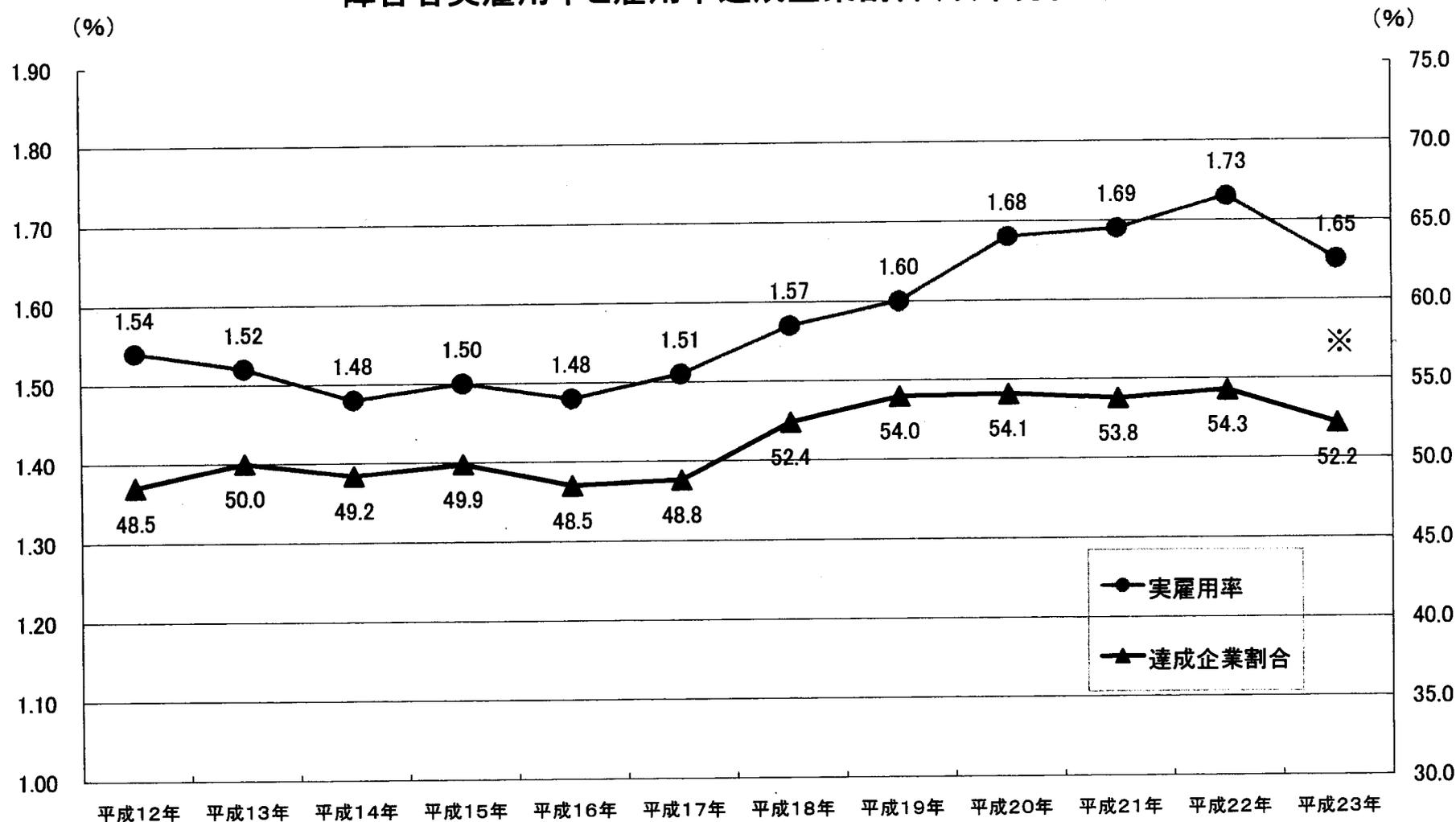
注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年以降
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
  - 精神障害者
  - 精神障害者である短時間労働者
  - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 平成22年7月以降
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
  - 身体障害者である短時間労働者（重度障害者以外）
  - 知的障害者である短時間労働者（重度障害者以外）
  - （重度障害者以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
  - 精神障害者
  - 精神障害者である短時間労働者
  - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合(岐阜労働局) 【グラフ②】



※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |       |   |                                       |       |
|---------------|-------|---|---------------------------------------|-------|
| ○ 民間企業        | ..... | { | 一般の民間企業 .....                         | 1. 8% |
|               |       |   | (56人以上規模の企業)                          |       |
|               |       |   | 特殊法人等 .....                           | 2. 1% |
|               |       |   | (労働者数48人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等) |       |
|               |       |   |                                       |       |
| ○ 国、地方公共団体    | ..... |   | 2. 1%                                 |       |
|               |       |   | (48人以上規模の機関)                          |       |
|               |       |   |                                       |       |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ..... |   | 2. 0%                                 |       |
|               |       |   | (50人以上規模の機関)                          |       |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて  
短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &^{**} \\
 &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

- 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

## 平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

- 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）
  - (1) 概況 . . . . . ①
  - (2) 企業規模別の雇用状況 . . . . . ②
  - (3) 産業別の雇用状況 . . . . . ③
  - (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 . . . . . ④
  
- 2 公的機関（市町村機関）における在職状況 . . . . . ⑤
  
- 3 公的機関の各機関の状況
  - (1) 市町村機関の状況（法定雇用率2.1%） . . . . . ⑥
  - (2) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.1%） . . . . . ⑦

# 1 民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率1.8%)

【詳細表 ①】

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## (1)概況

### ①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
企業 1,176 (1,082)	人 240,086.0 (211,605.0)	人 882 (845)	人 138 (115)	人 1,925 (1,840)	人 259.0 (35.0)	人 3,956.5 (3,662.5)	人 389.0 (273.0)	% 1.65 (1.73)	企業 614 (587)	% 52.2 (54.3)

### ②障害種別雇用状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
人 3,956.5 (3,662.5)	人 674 (641)	人 86 (71)	人 1,359 (1,342)	人 140 (-)	人 2,863.0 (2,695.0)	人 222.5 (168)	人 208 (204)	人 52 (44)	人 478 (429)	人 57 (-)	人 974.5 (881.0)	人 135 (86)	人 88 (69)	人 62.0 (35.0)	人 119.0 (86.5)	人 31.5 (19.0)

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	1,176 (1,082)	240,086.0 (211,605.0)	882 (845)	138 (115)	1,925 (1,840)	259.0 (35.0)	3,956.5 (3,662.5)	389.0 (273.0)	1.65% (1.73)	614 (587)	52.2% (54.3)
56～100未満	523 (476)	38,511.0 (34,986.0)	107 (123)	19 (34)	309 (298)	26.0 (3.0)	555.0 (579.5)	34.0 (34.5)	1.44% (1.66)	269 (255)	51.4% (53.6)
100～300未満	513 (472)	79,255.0 (70,824.0)	290 (247)	51 (36)	622 (601)	99.0 (16.0)	1,302.5 (1,139.0)	139.0 (71.0)	1.64% (1.61)	274 (253)	53.4% (53.6)
300～500未満	64 (62)	21,866.5 (20,939.0)	83 (86)	11 (7)	195 (188)	17.0 (1.0)	380.5 (367.5)	42.5 (39.5)	1.74% (1.76)	35 (38)	54.7% (61.3)
500～1,000未満	49 (48)	33,264.5 (31,363.0)	129 (125)	21 (13)	283 (281)	33.0 (8.0)	578.5 (548.0)	60.0 (34.5)	1.74% (1.75)	26 (26)	53.1% (54.2)
1,000以上	27 (24)	67,189.0 (53,493.0)	273 (264)	36 (25)	516 (472)	84.0 (7.0)	1,140.0 (1,028.5)	113.5 (93.5)	1.70% (1.92)	10 (15)	37.0% (62.5)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	3,956.5 (3,662.5)	674 (641)	86 (71)	1,359 (1,342)	140 (-)	2,863.0 (2,695.0)	222.5 (168)	208 (204)	52 (44)	478 (429)	57 (0)	974.5 (881.0)	135 (86)	88 (69)	62 (35)	119.0 (86.5)	31.5 (19.0)
56～100未満	555.0 (579.5)	72 (81)	9 (14)	214 (202)	13 (-)	373.5 (378.0)	-	35 (42)	10 (20)	83 (88)	8 (-)	167.0 (192.0)	-	12 (8)	5 (3)	14.5 (9.5)	-
100～300未満	1,302.5 (1,139.0)	232 (194)	29 (26)	462 (458)	59 (-)	984.5 (872.0)	-	58 (53)	22 (10)	131 (125)	19 (-)	278.5 (241.0)	-	29 (18)	21 (16)	39.5 (26.0)	-
300～500未満	380.5 (367.5)	74 (74)	10 (4)	147 (145)	8 (-)	309.0 (297.0)	-	9 (12)	1 (3)	41 (37)	6 (-)	63.0 (64.0)	-	7 (6)	3 (1)	8.5 (6.5)	-
500～1,000未満	578.5 (548.0)	99 (93)	9 (7)	206 (217)	12 (-)	419.0 (410.0)	-	30 (32)	12 (6)	64 (50)	9 (-)	140.5 (120.0)	-	13 (14)	12 (8)	19.0 (18.0)	-
1,000以上	1,140.0 (1,028.5)	197 (199)	29 (20)	330 (320)	48 (-)	777.0 (738.0)	-	76 (65)	7 (5)	159 (129)	15 (-)	325.5 (264.0)	-	27 (23)	21 (7)	37.5 (26.5)	-

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

【詳細表 ③】

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の 雇用の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. 注.新規雇用 分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 知的障害者並 びに精神障 害者である短 時間労働者						
産業計	1,176 (1,082)	240,086.0 (211,605.0)	882 (845)	138 (115)	1,925 (1,840)	259 (35)	3,956.5 (3,662.5)	389.0 (273.0)	1.65 (1.73)	614 (587)	52.2 (54.3)	
建設業	29 (25)	4,356.5 (3,547.0)	13 (12)	0 (0)	31 (32)	1.0 (1.0)	57.5 (56.5)		1.32 (1.59)	16 (15)	55.2 (60.0)	
製造業	516 (483)	88,503.0 (81,052.0)	374 (355)	24 (15)	792 (748)	34.0 (3.0)	1,581.0 (1,474.5)		1.79 (1.82)	318 (303)	61.6 (62.7)	
情報通信業	16 (14)	3,029.0 (2,822.0)	10 (9)	0 (-)	11 (8)	0.0 (0.0)	31.0 (26.0)		1.02 (0.92)	3 (2)	18.8 (14.3)	
運輸業、郵便業	52 (45)	21,725.0 (18,420.0)	86 (75)	10 (3)	249 (225)	18.0 (2.0)	440.0 (379.0)		2.03 (2.06)	31 (24)	59.6 (53.3)	
卸売業、小売業	158 (156)	42,557.5 (35,478.0)	108 (113)	30 (27)	267 (269)	87.0 (12.0)	556.5 (528.0)		1.31 (1.49)	53 (57)	33.5 (36.5)	
金融業、保険業	21 (21)	14,782.5 (13,096.0)	58 (57)	6 (5)	83 (80)	14.0 (0.0)	212.0 (199.0)		1.43 (1.52)	5 (7)	23.8 (33.3)	
学術研究、専門・技術サービス業	26 (25)	3,326.0 (3,125.0)	10 (9)	0 (1)	12 (15)	2.0 (0.0)	33.0 (34.0)		0.99 (1.09)	8 (7)	30.8 (28.0)	
宿泊業、飲食サービス業	20 (19)	2,353.0 (2,435.0)	7 (8)	2 (-)	25 (29)	4.0 (0.0)	43.0 (45.0)		1.83 (1.85)	13 (13)	65.0 (68.4)	
生活関連サービス業、娯楽業	40 (40)	11,114.5 (10,346.0)	45 (54)	6 (3)	72 (77)	9.0 (0.0)	172.5 (188.0)		1.55 (1.82)	17 (18)	42.5 (45.0)	
教育、学習支援業	19 (15)	2,871.5 (2,174.0)	9 (5)	0 (-)	12 (9)	1.0 (0.0)	30.5 (19.0)		1.06 (0.87)	5 (4)	26.3 (26.7)	
医療、福祉	178 (150)	25,775.5 (20,987.0)	105 (95)	46 (49)	224 (184)	57.0 (14.0)	508.5 (430.0)		1.97 (2.05)	102 (91)	57.3 (60.7)	
サービス業	77 (65)	10,642.0 (9,561.0)	22 (18)	7 (7)	88 (97)	24.0 (1.0)	151.0 (140.5)		1.42 (1.47)	38 (34)	49.4 (52.3)	
その他	24 (24)	8,050.0 (8,562.0)	35 (35)	7 (5)	59 (67)	8.0 (2.0)	140.0 (143.0)		1.55 (1.67)	5 (12)	20.8 (50.0)	

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	3,956.5 (3,662.5)	674 (641)	86 (71)	1,359 (1,342)	140 (0)	2,863.0 (2,695.0)	222.5 (168)	208 (204)	52 (44)	478 (429)	57 (0)	974.5 (881.0)	135.0 (86)	88.0 (69.0)	62.0 (35.0)	119.0 (86.5)	31.5 (19.0)
建設業	57.5 (56.5)	13 (12)	0 (0)	29 (29)	1 (-)	55.5 (53.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	2.0 (2.0)		0 (1)	0 (1)	0.0 (1.5)	
製造業	1,581.0 (1,474.5)	274 (267)	20 (13)	564 (558)	18 (-)	1,141.0 (1,105.0)		100 (88)	4 (2)	204 (172)	8 (-)	412.0 (350.0)		24 (18)	8 (3)	28.0 (19.5)	
情報通信業	31.0 (26.0)	10 (9)	0 (0)	11 (8)	0 (-)	31.0 (26.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
運輸業、郵便業	440.0 (379.0)	73 (65)	6 (2)	199 (176)	12 (-)	357.0 (308.0)		13 (10)	4 (1)	40 (44)	2 (-)	71.0 (65.0)		10 (5)	4 (2)	12.0 (6.0)	
卸売業、小売業	556.5 (528.0)	69 (74)	20 (18)	150 (161)	40 (-)	328.0 (327.0)		39 (39)	10 (9)	103 (92)	24 (-)	203.0 (179.0)		14 (16)	23 (12)	25.5 (22.0)	
金融業、保険業	212.0 (199.0)	55 (56)	6 (5)	72 (73)	13 (-)	194.5 (190.0)		3 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (-)	9.0 (5.0)		8 (4)	1 (0)	8.5 (4.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	33.0 (34.0)	10 (9)	0 (1)	8 (12)	2 (-)	29.0 (31.0)		0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (-)	2.0 (1.0)		2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	
宿泊業、飲食サービス業	43.0 (45.0)	7 (7)	1 (0)	17 (19)	3 (-)	33.5 (33.0)		0 (1)	1 (0)	7 (9)	1 (-)	8.5 (11.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	172.5 (188.0)	21 (23)	5 (3)	44 (45)	8 (-)	95.0 (94.0)		24 (31)	1 (0)	22 (27)	0 (-)	71.0 (89.0)		6 (5)	1 (0)	6.5 (5.0)	
教育・学習支援業	30.5 (19.0)	9 (5)	0 (0)	11 (9)	1 (-)	29.5 (19.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
医療、福祉	508.5 (430.0)	83 (70)	20 (21)	147 (129)	21 (-)	343.5 (290.0)		22 (25)	26 (28)	64 (49)	16 (-)	142.0 (127.0)		13 (6)	20 (14)	23.0 (13.0)	
サービス業	151.0 (140.5)	21 (16)	5 (6)	69 (78)	17 (-)	124.5 (116.0)		1 (2)	2 (1)	13 (14)	4 (-)	19.0 (19.0)		6 (5)	3 (1)	7.5 (5.5)	
その他	140.0 (143.0)	29 (28)	3 (2)	38 (45)	4 (-)	101.0 (103.0)		6 (7)	4 (3)	18 (16)	2 (-)	35.0 (33.0)		3 (6)	2 (2)	4.0 (7.0)	

注 1 (H)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 516 ( 483 )	人 88,503.0 ( 81,052.0 )	人 374 ( 355 )	人 24 ( 15 )	人 792 ( 748 )	人 34 ( 3 )	人 1,581.0 ( 1,474.5 )	人 129.5 ( 89.0 )	% 1.79 ( 1.82 )	企業 318 ( 303 )	% 61.6 ( 62.7 )
食品・たばこ	企業 56 ( 50 )	人 8,119.5 ( 6,436.0 )	人 29 ( 28 )	人 11 ( 3 )	人 83 ( 80 )	人 10 ( 0 )	人 157.0 ( 139.0 )	人 25.0 ( 11.0 )	% 1.93 ( 2.16 )	企業 35 ( 35 )	% 62.5 ( 70.0 )
繊維・衣服	26 ( 25 )	3,036.5 ( 2,866.0 )	16 ( 14 )	1 ( 1 )	37 ( 38 )	1 ( 0 )	70.5 ( 67.0 )	6.0 ( 1.0 )	2.32 ( 2.34 )	19 ( 20 )	73.1 ( 80.0 )
木材・家具	25 ( 24 )	3,511.0 ( 3,403.0 )	14 ( 14 )	1 ( - )	51 ( 44 )	0 ( 0 )	80.0 ( 72.0 )	4.0 ( 4.0 )	2.28 ( 2.12 )	21 ( 18 )	84.0 ( 75.0 )
パルプ・紙・印刷	41 ( 38 )	5,539.0 ( 5,153.0 )	15 ( 14 )	1 ( 3 )	47 ( 44 )	4 ( 0 )	80.0 ( 75.0 )	3.0 ( 7.0 )	1.44 ( 1.46 )	24 ( 22 )	58.5 ( 57.9 )
化学工業	46 ( 43 )	10,883.0 ( 9,377.0 )	34 ( 31 )	3 ( - )	88 ( 83 )	6 ( 2 )	162.0 ( 146.0 )	22.0 ( 14.0 )	1.49 ( 1.56 )	24 ( 22 )	52.2 ( 51.2 )
窯業・土石	44 ( 42 )	6,523.5 ( 6,381.0 )	26 ( 25 )	1 ( 1 )	68 ( 73 )	1 ( 0 )	121.5 ( 124.0 )	0.0 ( 4.0 )	1.86 ( 1.94 )	32 ( 31 )	72.7 ( 73.8 )
鉄鋼	7 ( 7 )	956.0 ( 968.0 )	5 ( 5 )	0 ( - )	8 ( 8 )	1 ( 0 )	18.5 ( 18.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.94 ( 1.86 )	5 ( 5 )	71.4 ( 71.4 )
非鉄金属	9 ( 7 )	1,406.0 ( 1,130.0 )	6 ( 5 )	0 ( - )	9 ( 9 )	1 ( 0 )	21.5 ( 19.0 )	1.5 ( 6.0 )	1.53 ( 1.68 )	5 ( 5 )	55.6 ( 71.4 )
金属製品	46 ( 42 )	5,805.0 ( 5,080.0 )	21 ( 17 )	3 ( 3 )	52 ( 51 )	1 ( 0 )	97.5 ( 88.0 )	3.0 ( 3.0 )	1.68 ( 1.73 )	30 ( 28 )	65.2 ( 66.7 )
電気機械	37 ( 40 )	9,333.5 ( 9,713.0 )	51 ( 49 )	0 ( - )	75 ( 71 )	1 ( 1 )	177.5 ( 169.5 )	14.0 ( 1.0 )	1.90 ( 1.75 )	29 ( 26 )	78.4 ( 65.0 )
その他機械	146 ( 138 )	28,044.5 ( 25,901.0 )	137 ( 130 )	3 ( - )	235 ( 210 )	6 ( 0 )	515.0 ( 470.0 )	45.0 ( 34.0 )	1.84 ( 1.81 )	75 ( 71 )	51.4 ( 51.4 )
その他	33 ( 27 )	5,345.5 ( 4,644.0 )	20 ( 23 )	0 ( 4 )	39 ( 37 )	2 ( 0 )	80.0 ( 87.0 )	6.0 ( 4.0 )	1.50 ( 1.87 )	19 ( 20 )	57.6 ( 74.1 )

注 1 ①④の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	1,581.0 (1,474.5)	274 (267)	20 (13)	564 (558)	18 (0)	1,141.0 (1,105.0)	100 (88)	4 (2)	204 (172)	8 (0)	412.0 (350.0)	24 (18)	8 (3)	28.0 (19.5)
食品・たばこ	157.0 (139.0)	14 (14)	9 (2)	43 (51)	4 (-)	82.0 (81.0)	15 (14)	2 (1)	38 (26)	3 (-)	71.5 (55.0)	2 (3)	3 (0)	3.5 (3.0)
繊維工業	70.5 (67.0)	13 (11)	1 (1)	25 (25)	1 (-)	52.5 (48.0)	3 (3)	0 (-)	11 (12)	0 (-)	17.0 (18.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)
木材・家具	80.0 (72.0)	13 (13)	1 (-)	40 (36)	0 (-)	67.0 (62.0)	1 (1)	0 (-)	11 (8)	0 (-)	13.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
パプ・紙・印刷	80.0 (75.0)	9 (8)	1 (2)	35 (33)	1 (-)	54.5 (51.0)	6 (6)	0 (1)	8 (9)	3 (-)	21.5 (22.0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)
化学工業	162.0 (146.0)	19 (18)	2 (-)	52 (52)	3 (-)	93.5 (88.0)	15 (13)	1 (-)	33 (29)	0 (-)	64.0 (55.0)	3 (2)	3 (2)	4.5 (3.0)
窯業・土石	121.5 (124.0)	16 (15)	1 (1)	52 (55)	1 (-)	85.5 (86.0)	10 (10)	0 (-)	16 (17)	0 (-)	36.0 (37.0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)
鉄鋼	18.5 (18.0)	4 (4)	0 (-)	2 (2)	1 (-)	10.5 (10.0)	1 (1)	0 (0)	6 (6)	0 (-)	8.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	21.5 (19.0)	6 (5)	0 (-)	9 (7)	0 (-)	21.0 (17.0)	0 (-)	0 (0)	0 (2)	0 (-)	0.0 (2.0)	0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)
金属製品	97.5 (88.0)	18 (15)	3 (3)	43 (42)	0 (-)	82.0 (75.0)	3 (2)	0 (0)	8 (8)	0 (-)	14.0 (12.0)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)
電気機械	177.5 (169.5)	42 (43)	0 (-)	63 (65)	1 (-)	147.5 (151.0)	9 (6)	0 (-)	9 (5)	0 (-)	27.0 (17.0)	3 (1)	0 (1)	3.0 (1.5)
その他機械	515.0 (470.0)	100 (98)	2 (-)	167 (161)	6 (-)	372.0 (357.0)	37 (32)	1 (-)	61 (44)	0 (-)	136.0 (108.0)	7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)
その他	80.0 (87.0)	20 (23)	0 (4)	33 (29)	0 (-)	73.0 (79.0)	0 (-)	0 (-)	3 (6)	2 (-)	4.0 (6.0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)

注 1 (1)号の表と同じ

## (3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が50人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	562 (100.0%)	387 (68.9%)	118 (21.0%)	26 (4.6%)	19 (3.4%)	8 (1.4%)	3 (0.5%)	1 (0.2%)	—	363 (64.6%)
56-100人未満	254 (100.0%)	254 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	245 (96.5%)
100-300人未満	239 (100.0%)	119 (49.8%)	100 (41.8%)	14 (5.9%)	5 (2.1%)	1 (0.4%)	—	—	—	117 (49.0%)
300-500人未満	29 (100.0%)	9 (31.0%)	8 (27.6%)	7 (24.1%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	—	—	—	1 (3.4%)
500-1000人未満	23 (100.0%)	3 (13.0%)	7 (30.4%)	2 (8.7%)	7 (30.4%)	3 (13.0%)	1 (4.3%)	—	—	0 (0.0%)
1,000人以上	17 (100.0%)	2 (11.8%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 公的機関(市町村機関)における雇用状況(法定雇用率2.1%)

【詳細表 ⑤】

※各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### ① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
機関 47 ( 48 )	人 23,535.5 ( 19,605.0 )	人 111 ( 98 )	人 9 ( 6 )	人 248 ( 233 )	人 13 ( 1 )	人 485.5 ( 435.5 )	人 47.5 ( 32.0 )	% 2.06 ( 2.22 )	機関 42 ( 45 )	% 89.4 ( 93.8 )

### ② 障害種別在職状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
人 485.5 ( 435.5 )	人 102 ( 88 )	人 8 ( 6 )	人 189 ( 182 )	人 11 ( - )	人 406.5 ( 364.0 )	人 36.0 ( 24.0 )	人 9 ( 10 )	人 1 ( 0 )	人 48 ( 39 )	人 0 ( - )	人 67.0 ( 59.0 )	人 10.0 ( 7.0 )	人 11 ( 12 )	人 2 ( 1 )	人 12.0 ( 12.5 )	人 1.5 ( 1.0 )

#### ①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### 3 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.1%)

【詳細表 ⑥】

#### (1)各市町村機関の障害者雇用状況

##### ●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	3,554.5	63.5	1.79	10.5	(注4)①地方特例
大垣市	1,881.5	36.0	1.91	3.0	
高山市	974.0	21.5	2.21	0.0	(注4)②地方特例
多治見市	920.5	17.0	1.85	2.0	(注4)③地方特例
関市	880.0	19.0	2.16	0.0	(注4)④地方特例
中津川市	1,045.0	22.0	2.11	0.0	
美濃市	271.0	7.0	2.58	0.0	
瑞浪市	428.0	8.0	1.87	0.0	(注4)⑤地方特例
羽島市	698.5	15.0	2.15	0.0	(注4)⑥地方特例
恵那市	720.0	15.0	2.08	0.0	
美濃加茂市	556.5	12.0	2.16	0.0	(注4)⑦地方特例
土岐市	952.0	19.5	2.05	0.0	(注4)⑧地方特例
各務原市	1,078.0	23.0	2.13	0.0	(注4)⑨地方特例
可児市	699.5	15.0	2.14	0.0	(注4)⑩地方特例
山県市	381.0	11.0	2.89	0.0	(注4)⑪地方特例
瑞穂市	429.0	9.0	2.10	0.0	(注4)⑫地方特例
飛騨市	610.5	17.0	2.78	0.0	(注4)⑬地方特例
本巣市	521.5	10.0	1.92	0.0	(注4)⑭地方特例
郡上市	1,124.5	24.0	2.13	0.0	(注4)⑮地方特例
下呂市	760.5	18.0	2.37	0.0	(注4)⑯地方特例
海津市	586.5	12.0	2.05	0.0	(注4)⑰地方特例
計	19,072.5	394.5	2.07	15.5	

##### ●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	187.0	6.0	3.21	0.0	
笠松町	174.0	5.0	2.87	0.0	
養老町	195.0	5.0	2.56	0.0	
垂井町	276.0	5.0	1.81	0.0	(注4)⑱地方特例
関ヶ原町	240.5	5.0	2.08	0.0	
神戸町	137.0	3.0	2.19	0.0	
輪之内町	118.0	3.0	2.54	0.0	
安八町	123.0	2.0	1.63	0.0	
揖斐川町	405.0	9.0	2.22	0.0	
大野町	192.0	5.0	2.60	0.0	
池田町	181.0	3.0	1.66	0.0	
北方町	124.0	2.0	1.61	0.0	
坂祝町	63.5	1.0	1.57	0.0	
富加町	59.5	2.0	3.36	0.0	
川辺町	83.0	2.0	2.41	0.0	
七宗町	67.0	2.0	2.99	0.0	
八百津町	142.0	2.0	1.41	0.0	
白川町	139.0	2.0	1.44	0.0	(注4)⑲地方特例
東白川村	92.0	1.0	1.09	0.0	
御嵩町	153.5	1.5	0.98	1.5	
白川村	68.0	1.0	1.47	0.0	
計	3,220.0	67.5	2.10	1.5	

	人	人	%	人	
市町村計	22,292.5	462.0	2.07	17.0	

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
大垣市	437.5	6.0	1.37	3.0	
中津川市	330.0	7.0	2.12	0.0	
恵那市	179.0	3.0	1.68	0.0	
養老町	136.0	3.5	2.57	0.0	
計	1,082.5	19.5	1.80	3.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	160.5	4.0	2.49	0.0	

市町村機関等 総計	人 23,535.5	人 485.5	% 2.06	人 20.0	
--------------	---------------	------------	-----------	-----------	--

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。  
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。  
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会をいう。  
②～⑯の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

## (2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	727.0	10.0	1.38	5.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	605.0	6.0	0.99	6.0	〃
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	262.5	1.0	0.38	4.0	〃
計	1,594.5	17.0	1.07	15.0	

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。